

唐津市 で、 お得に設備投資！

税負担
軽減

対象地域

過疎地域：旧厳木町、旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村

半島地域：旧唐津市 ※旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町は過疎税制適用

離島地域：高島、神集島 ※向島、松島、馬渡島、加唐島、小川島は過疎税制適用

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減（国税）

対象業種の事業者が対象設備の**取得、建設等**を行った場合、**5年間、割増償却（減価償却の特例）**ができます。

固定資産税などの軽減（地方税）

佐賀県と唐津市では、国の財政支援の下で、**事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇**されます。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

対象
設備

取得、建設、改修などに適用

機械・装置、建物・附属設備、構築物



中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず**最小で500万円の設備投資**から利用可能。

■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署または市町村の窓口にお問い合わせください。

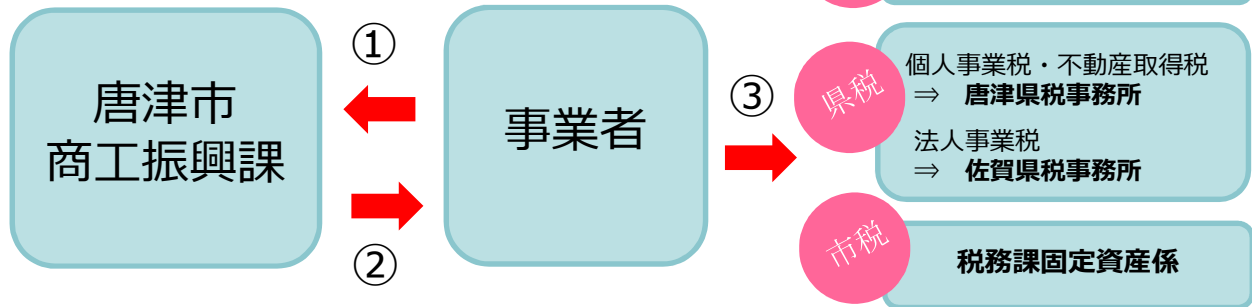
事業者の規模 (資本金)			1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象			機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設、製作、改修		機械・装置、建物・附属 設備、構築物の新增設	
取得 価額 ※1	製造業・ 旅館業	過疎 離島	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上
		半島	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス 業等	共通	500万円以上※2			

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

税制優遇を受けるためには

手続きの流れ



半島地域の詳しい制度の内容がわかる動画を公開中！！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=F6VQAc211Mc>



お問い合わせ先

内容	お問い合わせ先	電話番号
地域振興について	唐津市地域づくり課	0955-72-9220
確認申請について	唐津市商工振興課	0955-72-9141
市税について	唐津市税務課固定資産係	0955-72-9118
県税（個人事業税・不動産取得税）について	唐津県税事務所	0955-73-1553
県税（法人事業税）について	佐賀県税事務所	0952-30-3168
国税について	唐津税務署	0955-72-3141
半島振興法制度全般について	国土交通省半島振興対策室	03-5253-8425